

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	長寿施設課
委 託 業 務 名	坂本老人憩の家日常運営業務委託
委 託 業 務 場 所	大津市坂本六丁目
概 要	老人憩の家の鍵の開閉、貸室に伴う事務、入浴設備運転、室内外の清掃等
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	月額 12,000 円（運営管理に係る部分）に、入浴事業を行った日 1 日につき 7,100 円に実施日数を乗じた額、年額 7,500 円の従業員傷害保険料を加算した額
契約の相手方	〔所在地〕 大津市坂本六丁目 22 番 59 号 〔名 称〕 坂本老人憩の家運営委員会
契約相手方の選 定 理 由	当該事業は、地域における老人福祉の増進と円滑な事業推進のため、利用者や地域で活動している方々との十分な連携が必要であり、他にこの業務を担える団体がないたため、地元団体で組織する坂本老人憩の家運営委員会を契約相手方とする。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。